

千葉県 「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」 登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、仕事と生活の両立支援や、働きやすい職場環境づくり等に積極的に取組む企業を、「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」として登録し、その取組内容を公表することにより、県内企業における自主的な取組を促進し、多様で柔軟な働き方の実現、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社・支店等事業所があり、県内において事業活動を行う者をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(登録基準)

第3条 「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」として登録する企業は、次の（1）から（5）までのうち2つ以上に該当すること。

- (1) 仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している
- (2) 多様な働き方が選択できる環境を整備している
- (3) 誰もが活躍できる環境を整備している
- (4) 従業員等のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる
- (5) DXを推進している

2 関係法令を遵守していること。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）（以下「育児・介護休業法」という。）等の労働関係法令に違反する重大な事実が申請前3か年以内にないこと。
- (2) 【従業員10人以上】育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること。
- (3) 【従業員101人以上】次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第76号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること。

3 登録を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- （3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（申請）

第4条 登録を受けようとする企業は、“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、取組内容を確認できる資料を添付し、県に提出するものとする。

（登録・通知）

第5条 県は、申請のあった企業が第3条に定める登録基準を満たす場合には、当該企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として登録し、その旨を申請のあった企業に書面により通知するとともに、登録証を交付する。

2 登録の有効期限は、登録の日から3年とする。

(登録企業への支援)

第6条 県は、登録を受けた企業（以下「登録企業」という。）に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページ等による登録企業の取組内容の公表
- (2) 千葉県「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」登録ロゴマーク入りのステッカー配付、及びロゴマークの活用を希望する登録企業へのデータ配付
- (3) 千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言企業」マーリングリストによる両立支援等に関する各種情報提供
- (4) 県が主催する講座・セミナー等の優先的な案内
- (5) その他本要綱の目的を達成するため必要な支援

(登録の変更)

第7条 登録企業は、県に提出した登録申請書の内容に変更があった場合には、“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録内容変更申請書（様式第2号）及び変更の内容が確認できる資料を速やかに県に提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録企業は、第3条に掲げる取組を実施しなくなったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに“社員いきいき！元気な会社”宣言企業辞退届出書（様式第3号）により、県に届け出るものとする。

(登録の取消)

第9条 県は、登録企業が、第3条の登録基準を満たさなくなったことが明らかになったとき及び前条により登録を辞退したとき、その他登録企業として適当ではなくなったと認められるときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録の更新)

第10条 登録の更新を受けようとする登録企業等は、第4条に規定する登録申請書及び資料を県に提出するものとする。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、千葉県商工労働部雇用労働課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、要領については別に定める。

- (1) 「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」ロゴマーク使用要領
- (2) 千葉県「社員いきいき！元気な会社宣言企業」メーリングリスト運営要領
- (3) その他必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

- 2 千葉県 「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」登録制度実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後に受理される申請から適用するものとし、同日前までに受理された申請についてはなお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に登録を受けている登録企業の登録は、当該登録をされた日から概ね2年の間なお効力を有する。

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録申請書(新規・更新)

千葉県知事様

名称
所在地
代表者職・氏名

千葉県“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録制度実施要綱第4条(第10条)により、登録を申請します。
なお、この申請書に記載した事項については、事実に相違ありません。

名称	業種
住所(市町村名)	従業員数
住所(上記以降)	郵便番号
電話番号	代表者の役職名
HPアドレス	代表者名
メールアドレス	担当者名(所属部署)

上記のメールアドレスを「社員いきいき！元気な会社宣言企業」マーリングリストに登録する。

※チェック欄の該当する項目の□を■に変更してください。

※実施内容に()がある項目は、「具体的な取組」も記入して下さい。

※法律上の義務は取組内容にはなりません。

※チェックした項目の取組内容を確認できる資料を添付すること。

(就業規則、育児・介護休業規程、通知文、パンフレット、チラシ、ホームページ、マニュアル 等)

チェック	関係法令を遵守していること。
<input type="checkbox"/>	(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)(以下「育児・介護休業法」という。)等の労働関係法令に違反する重大な事実が申請前3か年以内にないこと。
<input type="checkbox"/>	(2) 【従業員10人以上】育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること。
<input type="checkbox"/>	(3) 【従業員101人以上】次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること。

チェック	暴力団排除規定
<input type="checkbox"/>	<p>登録を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の(1)から(3)までのいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>

(1) 仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している

育児・介護休業法の規定を上回る制度を導入、妻出産時等の特別休暇、男性育休取得促進の取組、介護離職防止のための取組など

次のアからスのうち2つ以上の制度等を導入していること。

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	育児・介護休業法に定める年齢を上回る育児休業制度
<input type="checkbox"/> イ	育児・介護休業法に定める日数又は回数を上回る介護休業制度
<input type="checkbox"/> ウ	育児・介護休業法に定める年齢又は時間を上回る育児のための短時間勤務制度
<input type="checkbox"/> エ	妻出産時や学校行事参加のための特別休暇などの休暇制度
<input type="checkbox"/> オ	託児環境の整備
<input type="checkbox"/> カ	男性従業員の育児休業等取得促進のための取組 ()
<input type="checkbox"/> キ	介護離職防止のための取組 ()
<input type="checkbox"/> ク	出産退職者、介護離職者等の復職・再雇用制度
<input type="checkbox"/> ケ	有給での子の看護休暇又は介護休暇制度
<input type="checkbox"/> コ	くるみん認定（厚生労働省）
<input type="checkbox"/> サ	（従業員100人以下の企業等対象）次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること。
<input type="checkbox"/> シ	申請前5か年において、育児・介護休業法で定める育児・介護に係る制度の利用実績があること。
<input type="checkbox"/> ス	その他の取組 ()

(2) 多様な働き方が選択できる環境を整備している

テレワーク制度、時間単位の有給休暇制度、長時間労働是正のための取組、年次有給休暇取得促進のための取組など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	テレワーク制度
<input type="checkbox"/> イ	フレックスタイム制度
<input type="checkbox"/> ウ	始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げる制度
<input type="checkbox"/> エ	限定正社員制度
<input type="checkbox"/> オ	副業・兼業
<input type="checkbox"/> カ	選択的週休3日制
<input type="checkbox"/> キ	時間単位の有給休暇制度
<input type="checkbox"/> ク	長時間労働是正のための取組 ()
<input type="checkbox"/> ケ	年次有給休暇取得促進のための取組 ()
<input type="checkbox"/> コ	フリーアドレス、フリースペースの導入
<input type="checkbox"/> サ	その他の取組 ()

(3) 誰もが活躍できる環境を整備している

女性・高齢者の活躍促進のための取組、障害のある人の雇用の促進、多様な人材が働きやすい職場環境整備、パートタイムから正社員への転換制度、仕事と病気治療の両立支援の取組 など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	女性の活躍促進に向けた取組 ()
<input type="checkbox"/> イ	高齢者の活躍促進に向けた取組 ()
<input type="checkbox"/> ウ	障害のある人の活躍促進に向けた取組 障害者雇用率 % ()
<input type="checkbox"/> エ	多様な人材が働きやすい職場環境整備 ()
<input type="checkbox"/> オ	パートタイム労働者等から正社員への転換制度
<input type="checkbox"/> カ	仕事と病気治療の両立を支援するための取組 ()
<input type="checkbox"/> キ	その他の取組 ()

(4) 従業員等のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる

研修受講・資格取得にかかる費用を補助、自己啓発のための休暇制度等、外部研修に従業員を参加 など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	研修受講・資格取得にかかる費用の補助
<input type="checkbox"/> イ	自己啓発のための短時間勤務・休暇制度
<input type="checkbox"/> ウ	従業員のキャリアアップ・スキルアップのための研修制度等
<input type="checkbox"/> エ	メンター制度等従業員をサポートする制度
<input type="checkbox"/> オ	企業見学、インターンシップの受け入れなど“キャリア教育”への協力
<input type="checkbox"/> カ	その他の取組 ()

(5) DXを推進している

デジタル化に向けた体制の整備、デジタルツールの活用による業務効率化を推進 など

次のアからウのうち2つ以上の制度等を導入していること。

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	デジタル化に向けた体制の整備
<input type="checkbox"/> イ	デジタルツールの活用による柔軟な働き方の推進
<input type="checkbox"/> ウ	デジタルツールの活用による業務効率化の推進

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録内容変更申請書

千葉県知事様

名称
所在地
代表者職・氏名
登録番号

千葉県“社員いきいき！元気な会社”宣言企業登録制度実施要綱第7条により、変更を申請します。
なお、この申請書に記載した事項については、事実に相違ありません。

※変更箇所を記入して下さい。

名称	業種
住所(市町村名)	従業員数
住所(上記以降)	郵便番号
電話番号	代表者の役職名
HPアドレス	代表者名
メールアドレス	担当者名(所属部署)

上記のメールアドレスを「社員いきいき！元気な会社宣言企業」マーリングリストに登録する。

※チェック欄の該当する項目の□を■に変更してください。

※実施内容に()がある項目は、「具体的な取組」も記入して下さい。

※法律上の義務は取組内容にはなりません。

※チェックした項目の取組内容を確認できる資料を添付すること。

(就業規則、育児・介護休業規程、通知文、パンフレット、チラシ、ホームページ、マニュアル 等)

【必須項目】

チェック	関係法令を遵守していること。
<input type="checkbox"/>	(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）（以下「育児・介護休業法」という。）等の労働関係法令に違反する重大な事実が申請前3か年以内にないこと。
<input type="checkbox"/>	(2) 【従業員10人以上】育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること。
<input type="checkbox"/>	(3) 【従業員101人以上】次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること。

【必須項目】

チェック	暴力団排除規定
<input type="checkbox"/>	<p>登録を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。</p> <p>（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>（2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>

※以下変更箇所をチェック・記入して下さい。

(1) 仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している

育児・介護休業法の規定を上回る制度を導入、妻出産時等の特別休暇、男性育休取得促進の取組、介護離職防止のための取組 など

次のアからスのうち2つ以上の制度等を導入していること。

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	育児・介護休業法に定める年齢を上回る育児休業制度
<input type="checkbox"/> イ	育児・介護休業法に定める日数又は回数を上回る介護休業制度
<input type="checkbox"/> ウ	育児・介護休業法に定める年齢又は時間を上回る育児のための短時間勤務制度
<input type="checkbox"/> エ	妻出産時や学校行事参加のための特別休暇などの休暇制度
<input type="checkbox"/> オ	託児環境の整備
<input type="checkbox"/> カ	男性従業員の育児休業等取得促進のための取組 ()
<input type="checkbox"/> キ	介護離職防止のための取組 ()
<input type="checkbox"/> ク	出産退職者、介護離職者等の復職・再雇用制度
<input type="checkbox"/> ケ	有給での子の看護休暇又は介護休暇制度
<input type="checkbox"/> コ	くるみん認定（厚生労働省）
<input type="checkbox"/> サ	（従業員100人以下の企業等対象）次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること
<input type="checkbox"/> シ	申請前5か年において、育児・介護休業法で定める育児・介護に係る制度の利用実績があること。
<input type="checkbox"/> ス	その他の取組 ()

(2) 多様な働き方が選択できる環境を整備している

テレワーク制度、時間単位の有給休暇制度、長時間労働是正のための取組、年次有給休暇取得促進のための取組など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	テレワーク制度
<input type="checkbox"/> イ	フレックスタイム制度
<input type="checkbox"/> ウ	始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げる制度
<input type="checkbox"/> エ	限定正社員制度
<input type="checkbox"/> オ	副業・兼業
<input type="checkbox"/> カ	選択的週休3日制
<input type="checkbox"/> キ	時間単位の有給休暇制度
<input type="checkbox"/> ク	長時間労働是正のための取組 ()
<input type="checkbox"/> ケ	年次有給休暇取得促進のための取組 ()
<input type="checkbox"/> コ	フリーアドレス、フリースペースの導入
<input type="checkbox"/> サ	その他の取組 ()

(3) 誰もが活躍できる環境を整備している

女性・高齢者の活躍促進のための取組、障害のある人の雇用の促進、多様な人材が働きやすい職場環境整備、パートタイムから正社員への転換制度、仕事と病気治療の両立支援の取組 など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	女性の活躍促進に向けた取組 ()
<input type="checkbox"/> イ	高齢者の活躍促進に向けた取組 ()
<input type="checkbox"/> ウ	障害のある人の活躍促進に向けた取組 障害者雇用率 % ()
<input type="checkbox"/> エ	多様な人材が働きやすい職場環境整備 ()
<input type="checkbox"/> オ	パートタイム労働者等から正社員への転換制度
<input type="checkbox"/> カ	仕事と病気治療の両立を支援するための取組 ()
<input type="checkbox"/> キ	その他の取組 ()

(4) 従業員等のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる

研修受講・資格取得にかかる費用を補助、自己啓発のための休暇制度等、外部研修に従業員を参加 など

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	研修受講・資格取得にかかる費用の補助
<input type="checkbox"/> イ	自己啓発のための短時間勤務・休暇制度
<input type="checkbox"/> ウ	従業員のキャリアアップ・スキルアップのための研修制度等
<input type="checkbox"/> エ	メンター制度等従業員をサポートする制度
<input type="checkbox"/> オ	企業見学、インターンシップの受け入れなど“キャリア教育”への協力
<input type="checkbox"/> カ	その他の取組 ()

(5) DXを推進している

デジタル化に向けた体制の整備、デジタルツールの活用による業務効率化を推進 など

次のアからウのうち2つ以上の制度等を導入していること。

チェック	実施内容
<input type="checkbox"/> ア	デジタル化に向けた体制の整備
<input type="checkbox"/> イ	デジタルツールの活用による柔軟な働き方の推進
<input type="checkbox"/> ウ	デジタルツールの活用による業務効率化の推進

様式第3号

年 月 日

“社員いきいき！元気な会社”宣言企業辞退届出書

所 在 地
名 称
代表者職氏名

当社は、“社員いきいき！元気な会社”宣言企業であることを辞退したいので、登録証を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 辞退理由